

熊本労働局発表
令和7年12月19日(金)
14:30 解禁

【照会先】
熊本労働局 職業安定部 職業対策課
課長 作田 和人
障害者雇用担当官 吉浦 規威
(電話) 096-211-1704

報道関係者 各位

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

熊本労働局(局長 金谷 雅也)では、このほど、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率。民間企業の場合は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率2.5%)

- 雇用障害者数は過去最高を更新、実雇用率は対前年で下回る。
 - ・ 雇用障害者数は5,441.0人、
対前年差179.5人増加、対前年比3.4%増加
 - ・ 実雇用率は2.55%、対前年比0.04ポイント低下
- 法定雇用率達成企業の割合は53.9%、対前年比0.8ポイント上昇

<公的機関> (同2.8%、都道府県などの教育委員会は2.7%)

- 県の機関、市町村の機関の雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。教育委員会については、雇用障害者数は対前年で上回り、実雇用率は対前年で下回る。
※()は前年の値
 - ・ 県の機関：雇用障害者数175.0人(171.0人)、実雇用率3.21%(3.15%)
 - ・ 市町村の機関：雇用障害者数598.5人(557.5人)、実雇用率2.65%(2.60%)
 - ・ 教育委員会：法定雇用率2.7%が適用される熊本県・熊本市
雇用障害者数385.5人(364.5人)、実雇用率2.36%(2.70%)

<独立行政法人など> (同2.8%)

- 雇用障害者数は対前年で上回り、実雇用率は対前年で下回る。※()は前年の値
 - ・ 雇用障害者数107.0人(97.0人)、実雇用率2.83%(2.98%)

【熊本労働局の対応】

このような状況を踏まえ、熊本労働局においては、法定雇用率未達成の公的機関及び民間企業に対して、次のとおり指導の一層の強化を図ることとします。

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用率を達成すべき立場にあることから、未達成の機関は、障害者採用計画通報書を作成することとされており、当該採用計画の着実な推進を図るためのヒアリング実施、労働局幹部職員による機関のトップに対する指導等を行います。
- ② 民間企業に対する法定雇用率達成に向けた指導の強化を図っており、指導基準に基づき、当該企業を管轄する公共職業安定所長から障害者雇入れ計画の作成を命じました。当該雇入れ計画の着実な推進及び効果的な達成を図るため、不足数の多い企業に対しては、労働局幹部職員による指導等を実施します。
特に、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）及び障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）を重点指導対象とし、トライアル雇用等、各種助成金制度・雇用支援策の活用等による障害者雇用の促進を図ります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（常用労働者数40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は5,441.0人で、前年より179.5人増加（対前年比3.4%増）し、過去最高を更新した。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は2,884.0人（対前年比2.9%増）、知的障害者は1,390.5人（同0.3%増）、精神障害者は1,166.5人（同8.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.55%（前年は2.59%）、法定雇用率達成企業の割合は53.9%（同53.1%）であった。

【総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で1,382.0人（前年は1,326.0人）、100～300人未満で2,063.0人（同2,021人）、300～500人未満で799.5人（同831.0人）、500～1,000人未満で550.0人（同562.0人）、1,000人以上で646.5人（同521.5人）と、300～500人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業以外の企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満で2.53%（前年は2.65%）、100～300人未満で2.80%（同2.84%）、300～500人未満で2.47%（同2.57%）、500～1,000人未満で2.33%（同2.29%）、1,000人以上で2.24%（同2.10%）と、500～1,000人未満、1,000人以上の規模企業以外の企業規模で前年より低下した（※）。
なお、40.0～100人未満、100～300人未満規模の企業は、実雇用率が法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合については、40.0～100人未満が53.7%（前年は50.7%）、100～300人未満が58.5%（同59.7%）、300～500人未満が46.2%（同49.0%）、500～1,000人未満が28.9%（同43.9%）、1,000人以上が33.3%（同16.7%）となり、40.0～100人未満、1,000人以上の規模企業以外の企業規模で前年より低下（※）した。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

【グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「医療・福祉」以外の業種で前年よりも増加した。

- ・ 実雇用率については、「生活関連サービス業、娯楽業」(3.88%)、「医療・福祉」(3.03%)、「運輸業・郵便業」(2.87%)、「サービス業」(2.72%)において民間企業全体の2.55%を上回っている。

【グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和7年の法定雇用率未達成企業は704社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、491社と69.7%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、417社と未達成企業に占める割合は、59.2%となっている。

【詳細表1(5)】

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

熊本県の機関に在職している障害者の数は175.0人で、前年より2.3%、4.0人増加している。実雇用率は3.21%と、前年に比べ0.06ポイント上昇（※）した。

4機関全て達成。

【総括表2(1)、詳細表2(2)・4(2)・(3)】

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は598.5人で、前年より7.4%、41.0人増加している。実雇用率は2.65%と、前年に比べ0.05ポイント上昇（※）した。

64機関中45機関が達成（現時点において、未達成であった7機関も達成済みとなっている。）。

【総括表2(2)、詳細表2(3)、4(2)・(3)】

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会

法定雇用率2.7%が適用される教育委員会に在職している障害者の数は385.5人で、前年より5.8%、21.0人増加している。実雇用率は2.36%と、前年に比べ0.34ポイント低下（※）した。

2機関中2機関とも達成していない。

【総括表2(3)、詳細表2(4)、4(4)】

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は107.0人で、前年より10.3%、10.0人増加している。実雇用率は2.83%と、前年に比べ0.15ポイント低下（※）した。

3法人のうち2法人が達成（現時点において、未達成であった1法人も達成済みとなっている）。

【総括表3・詳細表3、4(5)】

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

総括表
令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	212,982.5 人 (202,886.5 人)	5,441.0 人 [4,874 人] (5,261.5 人)	2.55 % (2.59 %)	824 / 1,528 (779 / 1,466)	53.9 % (53.1 %)

※[]内は実人数。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 熊本県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
熊本県の機関	5,459.0 人 (5,421.5 人)	175.0 人 [140 人] (171.0 人)	3.21 % (3.15 %)	4 / 4 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	22,600.0 人 (21,448.0 人)	598.5 人 [503 人] (557.5 人)	2.65 % (2.60 %)	45 / 64 (39 / 64)	70.3 % (60.9 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの7機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
法定雇用率2.7%の機関	16,328.5 人 (13,483.5 人)	385.5 人 [340 人] (364.5 人)	2.36 % (2.70 %)	0 / 2 (1 / 2)	0.0 % (50.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
独立行政法人等	3,776.0 人 (3,253.5 人)	107.0 人 [73 人] (97.0 人)	2.83 % (2.98 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)

※独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

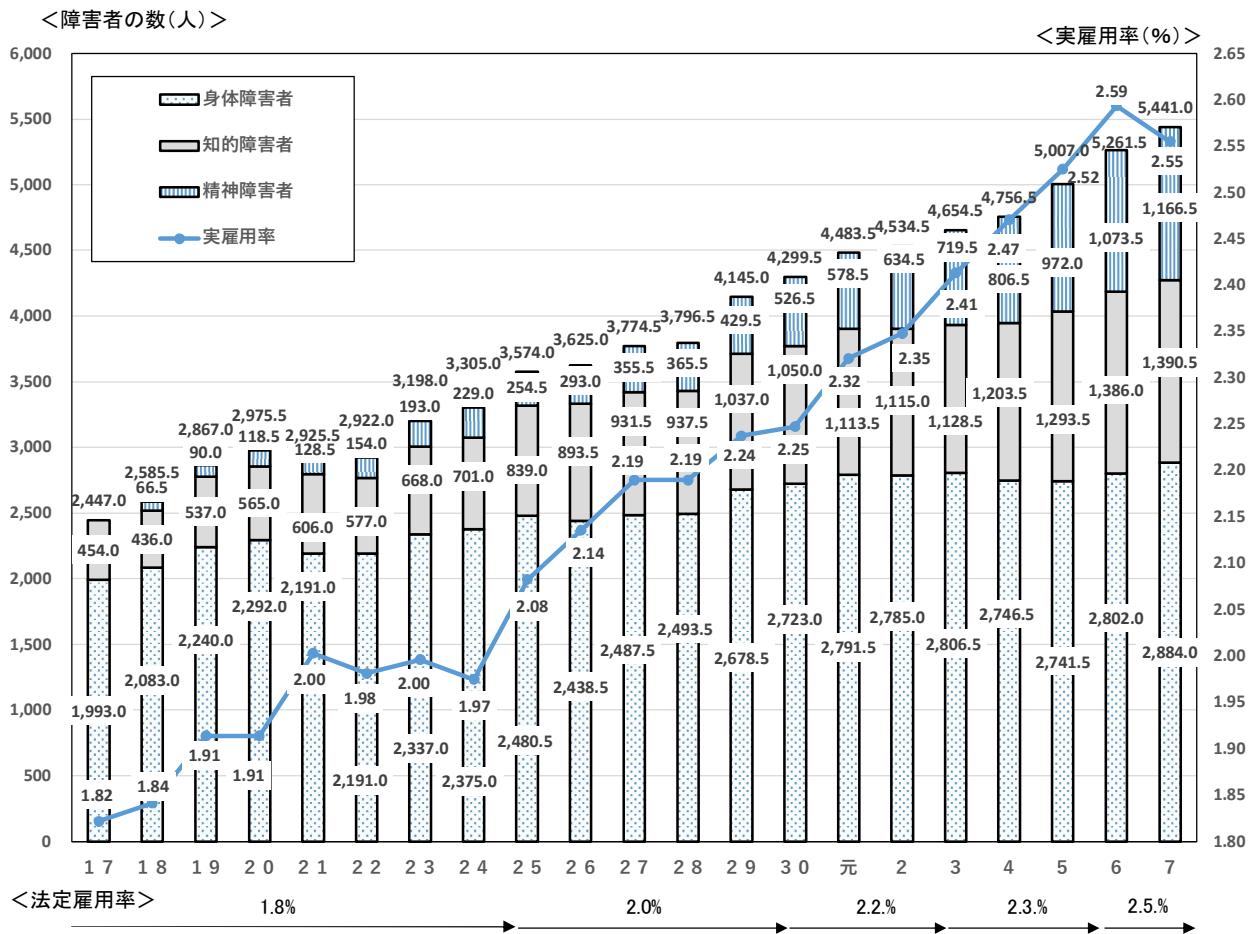
6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変動する。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成23年～令和5年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

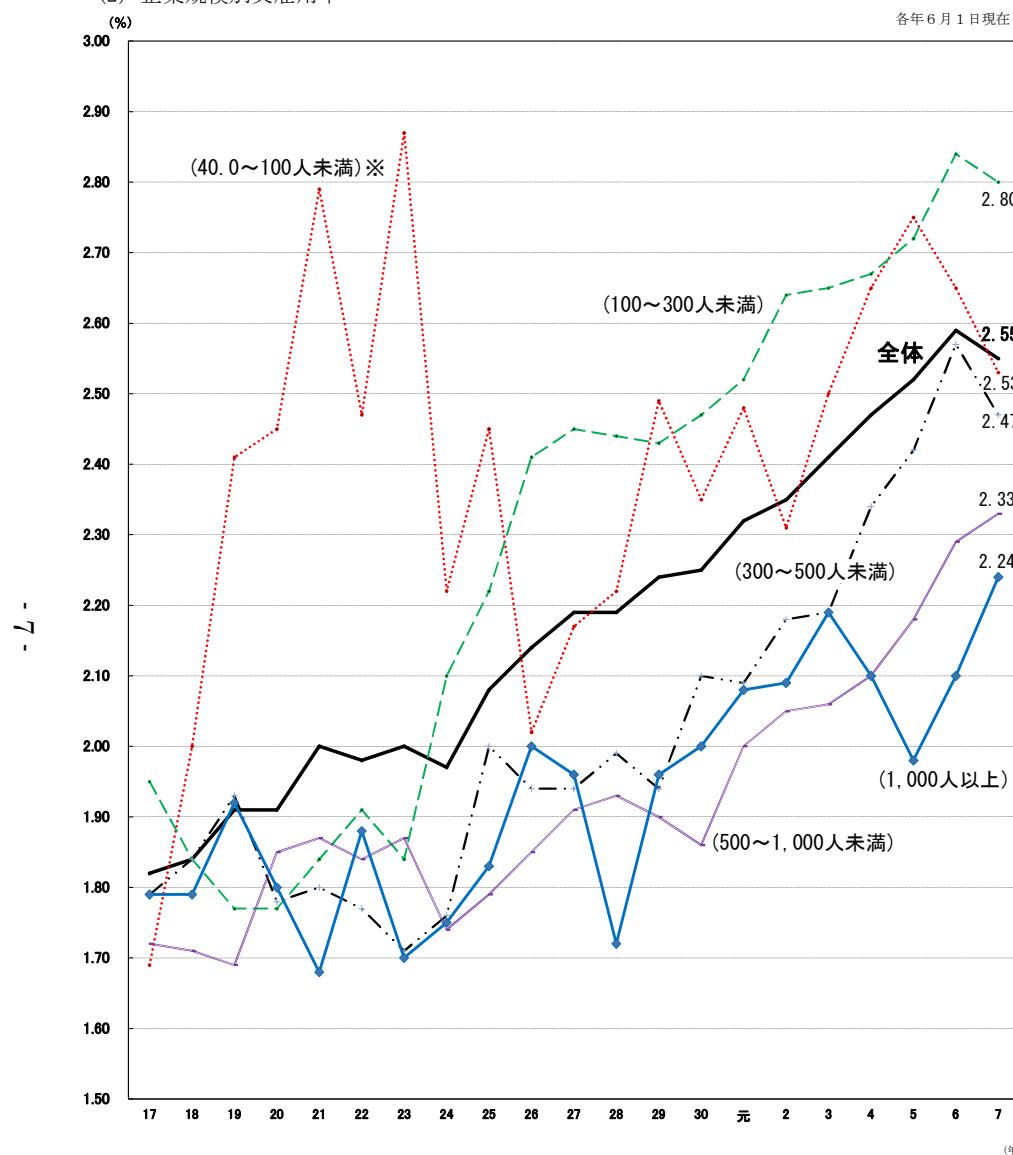
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

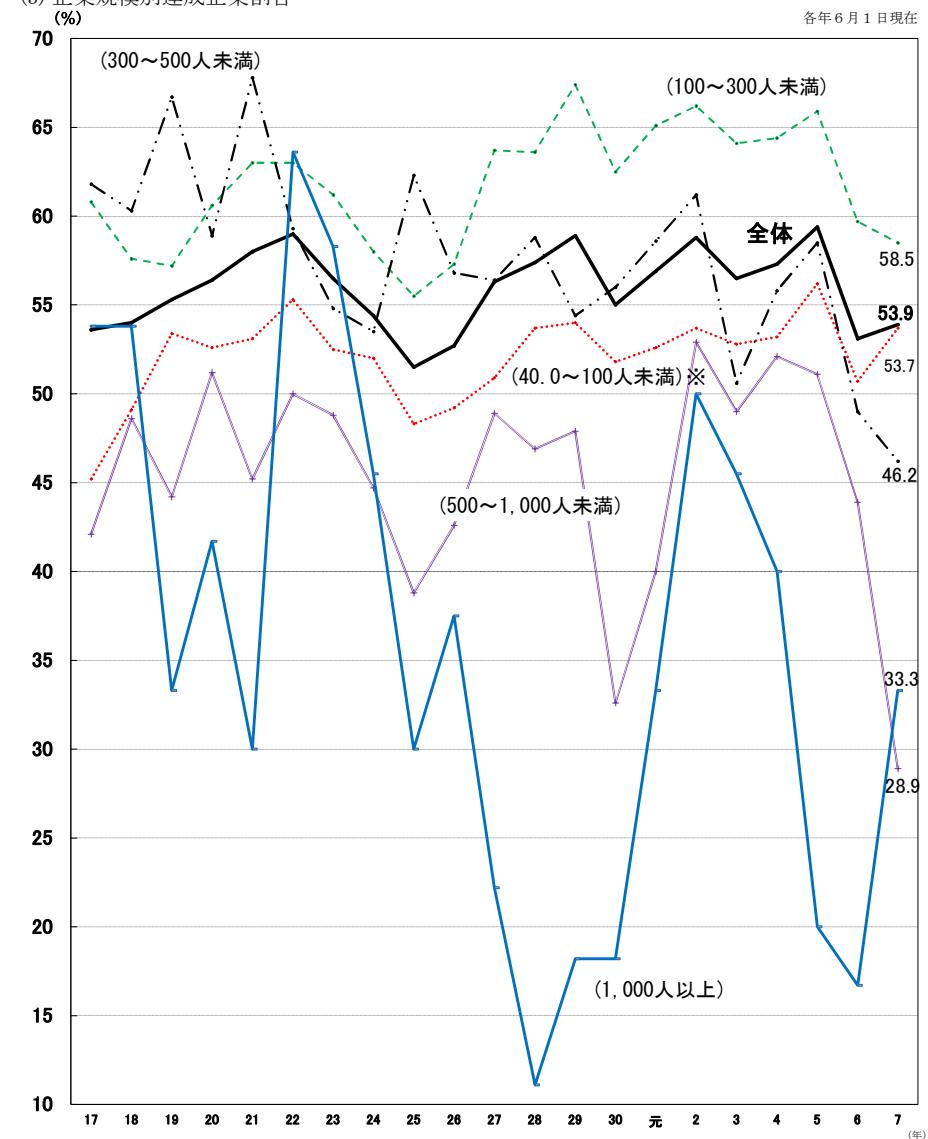
- 令和6年以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率



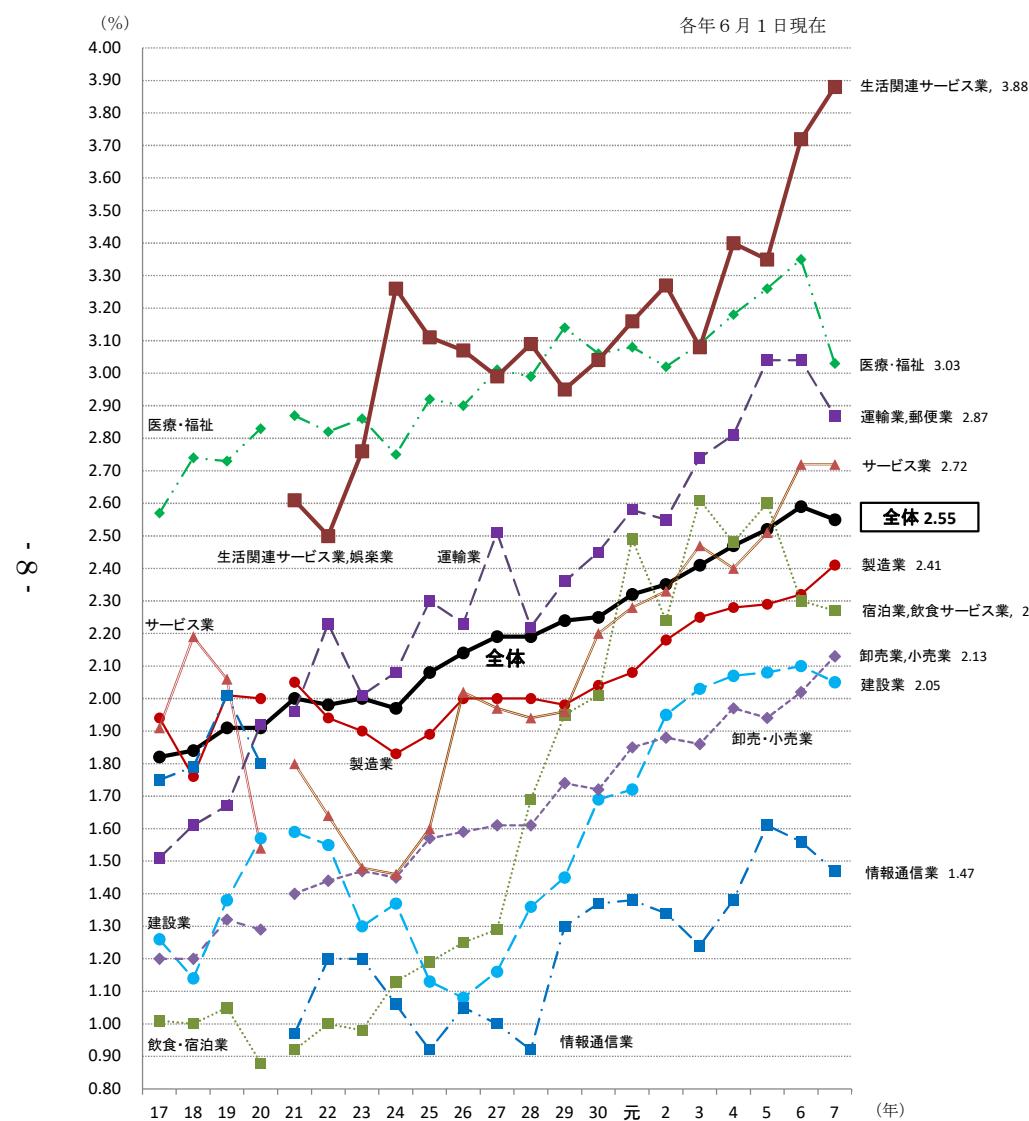
(3) 企業規模別達成企業割合



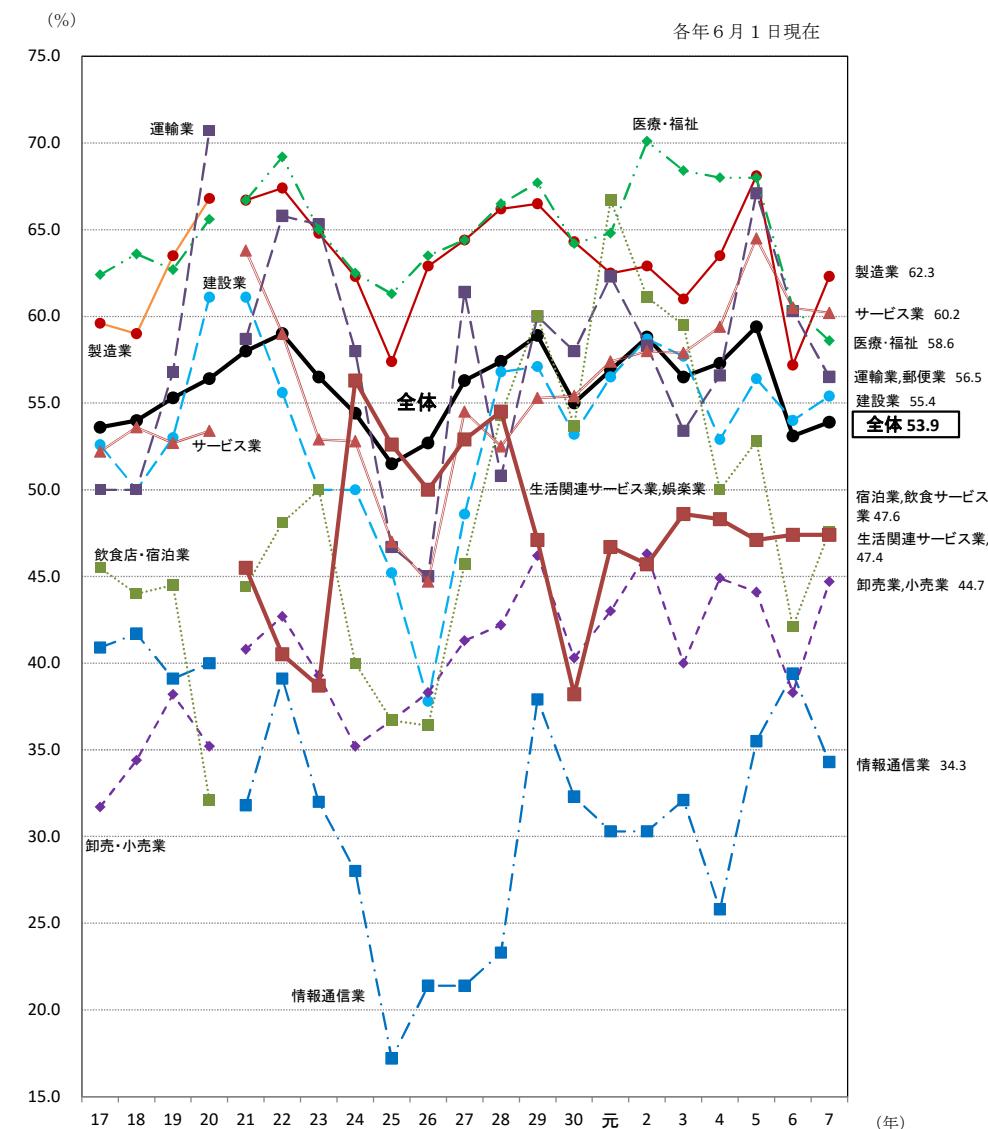
※24年までは56~100人未満
※25年から29年までは50~100人未満
※30年から2年までは45.5~100人未満
※3年から5年までは43.5~100人未満
※6年からは40~100人未満

※24年までは56~100人未満
※25年から29年までは50~100人未満
※30年から2年までは45.5~100人未満
※3年から5年までは43.5~100人未満
※6年からは40~100人未満

(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注 1 グラフ作成上、全国の企業数が3,000社に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、複合サービス事業は除いています。

加えて、熊本県での企業数が30社に満たない学術研究、専門・技術サービス業も除いています。

2 平成21年より産業分類が変更になっている。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 | <p>一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</p> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率} 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \Rightarrow 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \Rightarrow 101 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 \\
 & \text{除外率} 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \Rightarrow 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \Rightarrow 114 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right.
 \end{aligned}$$


○ 国及び地方公共団体における除外率制度

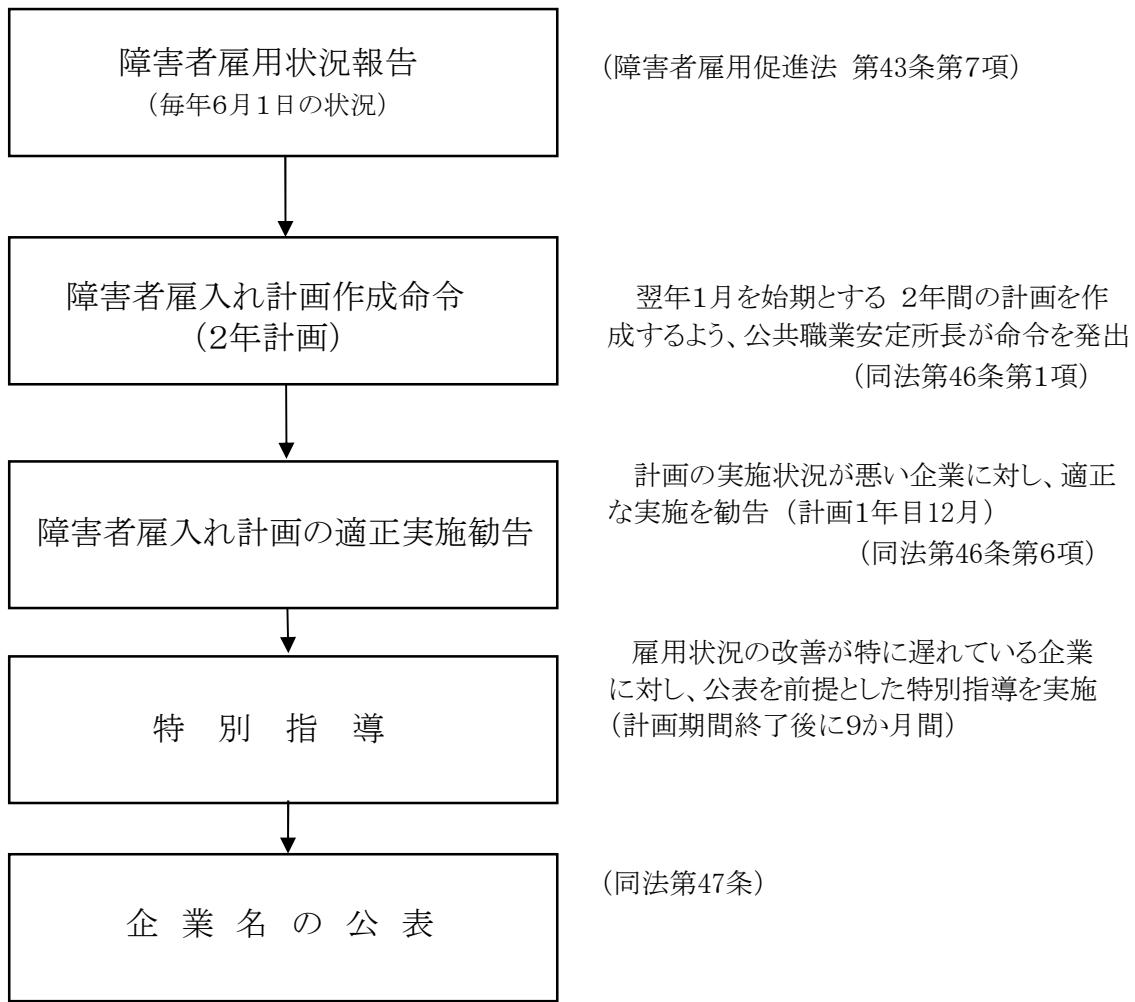
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和6年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 3社
 - *「障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 6社
 - *「特別指導」の実施 0社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 16社(令和6年度)

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注2)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$				
民間企業	企業 1,528	人 212,982.5	人 854	人 437	人 3,009	人 442	人 132	人 5,441.0	人 609.0	% 2.55	企業 824	% 53.9
	(1,466)	(202,886.5)	(835)	(474)	(2,802)	(542)	(89)	(5,261.5)	(579.5)	(2.59)	(779)	(53.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者、外の身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者、外の知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注2)(注3)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者、外の精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注3)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用分(注5)
民間企業	人 5,441.0	人 767	人 115	人 1,135	人 152	人 48	人 2,884.0	人 233.0	人 87	人 37	人 1,032	人 290	人 5	人 1,390.5	人 153.0	人 842	人 285	人 79	人 1,166.5	人 223.0
	(5,261.5)	(741)	(128)	(1,087)	(177)	(33)	(2,802.0)	(210.0)	(94)	(50)	(964)	(365)	(3)	(1,386.0)	(169.0)	(751)	(296)	(53)	(1,073.5)	(200.5)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数									④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障害者 及び重度知的障害 者、重度知的障害者 及び精神障害者で ある短時間労 働者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者(注3)	C.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神障 害者(注3)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労 働者(注3)	E.重度身体障 害者、重度知 的障害者及 び精神障害者 である特定短 時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$	G. うち新規雇用 分(注4)					
規模計	企業 1,528	人 212,982.5	人 854	人 437	人 3,009	人 442	人 132	人 5,441.0	人 609.0	% 2.55	企業 824	% 53.9		
	(1,466)	(202,886.5)	(835)	(474)	(2,802)	(542)	(89)	(5,261.5)	(579.5)	(2.59)	(779)	(53.1)		
40.0～ 100人未満	900	54,537.0	200	116	774	163	21	1,382.0	145.5	2.53	483	53.7		
	(826)	(50,041.0)	(177)	(147)	(700)	(242)	(8)	(1,326.0)	(130.0)	(2.65)	(419)	(50.7)		
100～ 300人未満	484	73,633.0	294	185	1,166	185	63	2,063.0	241.5	2.80	283	58.5		
	(491)	(71,278.5)	(302)	(188)	(1,110)	(190)	(48)	(2,021.0)	(218.0)	(2.84)	(293)	(59.7)		
300～ 500人未満	91	32,363.5	151	59	395	54	33	799.5	69.0	2.47	42	46.2		
	(96)	(32,288.5)	(155)	(66)	(416)	(60)	(18)	(831.0)	(101.0)	(2.57)	(47)	(49.0)		
500～ 1000人未満	38	23,626.0	80	45	323	34	10	550.0	63.0	2.33	11	28.9		
	(41)	(24,491.0)	(92)	(48)	(303)	(44)	(10)	(562.0)	(61.0)	(2.29)	(18)	(43.9)		
1,000人以上	15	28,823.0	129	32	351	6	5	646.5	90.0	2.24	5	33.3		
	(12)	(24,787.5)	(109)	(25)	(273)	(6)	(5)	(521.5)	(69.5)	(2.10)	(2)	(16.7)		

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数									③知的障害者の数					④精神障害者の数																								
		a.重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の の身体障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 重度身体 障害者であ る特定短时 間労働者 (注4)	f. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者(注4)	g. うち新規雇用 分(注5)	h. 重度知的障 害者(注4)	i. 重度 知的障害者 である短时间 労働者(注4)	j. 重度以外の の知的障害 者である短 時間労働者 (注4)	k. 重度知的 障害者であ る特定短时 间労働者 (注4)	l. うち新規雇用 分(注5)	m. 精神障害者 (注4)	n. 精神障害 者である短 時間労働者 (注4)	o. 精神障害 者である特 定短时间労 働者(注3)	p. うち新規雇用 分(注5)																							
規模計	人 5,441.0	人 (5,261.5)	人 767	人 (741)	人 115	人 (128)	人 1,135	人 (1,087)	人 152	人 (177)	人 48	人 (33)	人 2,884.0	人 (2,802.0)	人 233.0	人 (210.0)	人 87	人 (94)	人 37	人 (50)	人 1,032	人 (964)	人 290	人 (365)	人 5	人 (3)	人 1,390.5	人 (1,386.0)	人 153.0	人 (169.0)	人 842	人 (751)	人 285	人 (296)	人 79	人 (53)	人 1,166.5	人 (1,073.5)	人 223.0	人 (200.5)
40.0～ 100人未満	1,382.0	(1,326.0)	188	21	293	36	9	712.5	(704.0)	(49)	12	(14)	12	(20)	259	(235)	127	(194)	0	(0)	358.5	(380.0)	222	(197)	83	(101)	12	(4)	311.0	(300.0)										
100～ 300人未満	2,063.0	(2,021.0)	245	45	404	66	20	982.0	(960.0)	(70)	49	(53)	15	(18)	464	(447)	119	(120)	4	(2)	638.5	(632.0)	298	(274)	125	(115)	39	(28)	442.5	(403.0)										
300～ 500人未満	799.5	(831.0)	147	24	163	29	13	502.0	(522.0)	(33)	4	(5)	6	(6)	127	(136)	25	(27)	1	(1)	154.0	(166.0)	105	(98)	29	(40)	19	(10)	143.5	(143.0)										
500～ 1000人未満	550.0	(562.0)	67	15	117	17	4	276.5	(307.5)	(22)	3	(3)	13	(14)	4	(6)	112	(104)	17	(22)	0	(0)	150.5	(149.0)	94	(79)	26	(23)	6	(7)	123.0	(105.5)								
1,000人以上	646.5	(521.5)	120	10	158	4	2	411.0	(340.5)	(4)	1	(1)	9	(8)	0	(0)	70	(42)	2	(2)	0	(0)	89.0	(59.0)	123	(103)	22	(17)	3	(4)	146.5	(122.0)								

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数 ÷ 達成企業の割合	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重度身体 知的障害者 及び精神障 害者 (注3)	C.重度以外 の身体障害 者及び精神 障害者 (注3)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害 者である短时 間労働者 (注3)	E.重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 特定短時間労 働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G.うち新規雇用 分(注4)			
産業計	企業 1,528	人 212,982.5	人 854	人 437	人 3,009	人 442	人 132	人 5,441.0	人 609.0	% 2.55	企業 824	% 53.9
	(1,466)	(202,886.5)	(835)	(474)	(2,802)	(542)	(89)	(5,261.5)	(579.5)	(2.59)	(779)	(53.1)
農、林、漁業	企業 13	人 924.5	人 1	人 0	人 15	人 0	人 0	人 17.0	人 1.0	% 1.84	企業 8	% 61.5
	(12)	(871.0)	(1)	(0)	(15)	(0)	(0)	(17.0)	(2.0)	(1.95)	(10)	(83.3)
鉱業,採石業, 砂利採取業	0	人 0.0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	0	-
	(0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(0)	(-)
建設業	企業 83	人 7,577.0	人 37	人 2	人 79	人 0	人 0	人 155.0	人 14.0	2.05	46	55.4
	(63)	(5,802.0)	(33)	(0)	(56)	(0)	(0)	(122.0)	(6.0)	(2.10)	(34)	(54.0)
製造業	企業 273	人 51,623.5	人 220	人 36	人 756	人 20	人 8	人 1,246.0	人 141.5	2.41	170	62.3
	(276)	(50,752.5)	(218)	(42)	(685)	(21)	(5)	(1,176.0)	(120.0)	(2.32)	(158)	(57.2)
電気・ガス・熱 供給・水道業	1	人 50.5	0	0	0	0	0	0.0	0.0	-	0	0.0
	(1)	(49.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(-)	(0)	(0.0)
情報通信業	企業 35	人 4,756.5	人 18	人 0	人 33	人 2	人 0	人 70.0	人 7.0	1.47	12	34.3
	(33)	(4,414.5)	(17)	(0)	(34)	(2)	(0)	(69.0)	(6.0)	(1.56)	(13)	(39.4)
運輸業,郵便業	企業 92	人 10,152.0	人 47	人 9	人 184	人 9	人 0	人 291.5	人 36.5	2.87	52	56.5
	(78)	(8,446.5)	(42)	(10)	(158)	(10)	(0)	(257.0)	(20.0)	(3.04)	(47)	(60.3)
卸売業,小売業	企業 206	人 29,159.0	人 92	人 47	人 351	人 59	人 17	人 620.0	人 60.5	2.13	92	44.7
	(206)	(29,672.0)	(89)	(56)	(327)	(69)	(10)	(600.5)	(58.0)	(2.02)	(79)	(38.3)
金融業,保険業	企業 14	人 4,356.5	人 18	人 4	人 51	人 0	人 1	人 91.5	人 9.0	2.10	5	35.7
	(13)	(4,222.5)	(21)	(3)	(47)	(0)	(1)	(92.5)	(14.5)	(2.19)	(5)	(38.5)
不動産業, 物品貯蔵業	企業 24	人 2,649.5	人 11	人 8	人 31	人 1	人 0	人 61.5	人 9.0	2.32	11	45.8
	(27)	(2,730.5)	(13)	(4)	(23)	(5)	(0)	(55.5)	(13.0)	(2.03)	(12)	(44.4)
学術研究,専 門・技術サービ ス業	企業 22	人 1,739.0	人 5	人 1	人 12	人 2	人 0	人 24.0	人 6.0	1.38	8	36.4
	(24)	(1,860.0)	(6)	(1)	(9)	(1)	(0)	(22.5)	(4.5)	(1.21)	(9)	(37.5)
宿泊業,飲食 サービス業	企業 42	人 4,201.5	人 12	人 4	人 56	人 9	人 14	人 95.5	人 13.0	2.27	20	47.6
	(38)	(4,016.0)	(13)	(8)	(51)	(7)	(8)	(92.5)	(16.0)	(2.30)	(16)	(42.1)
生活関連サー ビス業,娯楽業	企業 38	人 4,838.0	人 26	人 8	人 119	人 10	人 7	人 187.5	人 21.5	3.88	18	47.4
	(38)	(4,978.0)	(27)	(8)	(115)	(13)	(3)	(185.0)	(20.5)	(3.72)	(18)	(47.4)
教育,学習支援業	企業 45	人 4,223.5	人 17	人 2	人 23	人 1	人 0	人 59.5	人 5.0	1.41	15	33.3
	(44)	(4,067.5)	(14)	(1)	(24)	(4)	(0)	(55.0)	(3.5)	(1.35)	(16)	(36.4)
医療,福祉	企業 488	人 60,880.5	人 257	人 260	人 905	人 275	人 61	人 1,847.0	人 200.5	3.03	286	58.6
	(471)	(55,827.0)	(257)	(283)	(880)	(349)	(41)	(1,872.0)	(190.0)	(3.35)	(285)	(60.5)
複合サービス事業	企業 29	人 7,389.5	人 31	人 4	人 103	人 4	人 4	人 173.0	人 17.0	2.34	7	24.1
	(28)	(7,473.5)	(27)	(4)	(103)	(4)	(0)	(163.0)	(11.5)	(2.18)	(8)	(28.6)
サービス業	企業 123	人 18,461.5	人 62	人 52	人 291	人 50	人 20	人 502.0	人 67.5	2.72	74	60.2
	(114)	(17,703.5)	(57)	(54)	(275)	(57)	(21)	(482.0)	(94.0)	(2.72)	(69)	(60.5)

注 1 (1)①の表と同じ

② 瘫害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数										③知的障害者の数										④精神障害者の数	
		a.重度身体障害者 (注4)	b.重度 身体障害者であ る短時間労働者 (注4)	c.重度以外の 身体障害者 (注4)	d.重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者 (注4)	e.重度身体障 害者である特定期 短時間労働者 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g.うち新規雇用分 (注5)	a.重度知的障害 者 (注4)	b.重度 知的障害者であ る短時間労働者 (注4)	c.重度以外の 知的障害者 (注4)	d.重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者 (注4)	e.重度知的障 害者である特定期 短時間労働者 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g.うち新規雇用分 (注5)	c.精神障害者 (注4)	d.精神障害者 者である短時間労 働者 (注4)	e.精神障害者 者である特定期短 時間労働者 (注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$	g.うち新規雇用分 (注5)			
産業計	人 5,441.0 (5,261.5)	人 767 (741)	人 115 (128)	人 1,135 (1,087)	人 152 (177)	人 48 (33)	人 2,884.0 (2,802.0)	人 233.0 (210.0)	人 87 (94)	人 37 (50)	人 1,032 (964)	人 290 (365)	人 5 (3)	人 1,390.5 (1,386.0)	人 153.0 (169.0)	人 842 (751)	人 285 (296)	人 79 (53)	人 1,166.5 (1,073.5)	人 223.0 (200.5)			
農、林、漁業	人 17.0 (17.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8.0 (8.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7 (8)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (8.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)					
鉱業、採石業、砂利採取業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)					
建設業	人 155.0 (122.0)	人 37 (33)	人 0 (0)	人 39 (29)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 113.0 (95.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (5.0)	人 33 (22)	人 2 (0)	人 0 (0)	人 35.0 (22.0)					
製造業	人 1,246.0 (1,176.0)	人 213 (209)	人 11 (14)	人 283 (269)	人 9 (8)	人 4 (2)	人 726.5 (706.0)	人 7 (9)	人 0 (1)	人 0 (231)	人 253 (231)	人 11 (13)	人 0 (0)	人 0 (256.5)	人 220 (185)	人 25 (27)	人 4 (3)	人 247.0 (213.5)					
電気・ガス・熱供給・水道業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)					
情報通信業	人 70.0 (69.0)	人 17 (16)	人 0 (0)	人 10 (12)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 45.0 (45.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 4 (6)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6.0 (8.0)	人 19 (16)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 19.0 (16.0)					
運輸業、郵便業	人 291.5 (257.0)	人 45 (41)	人 3 (3)	人 89 (77)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 183.0 (163.5)	人 2 (1)	人 0 (1)	人 64 (55)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 71.5 (61.5)	人 31 (26)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 37.0 (32.0)						
卸売業、小売業	人 620.0 (600.5)	人 76 (72)	人 23 (25)	人 124 (119)	人 28 (34)	人 6 (6)	人 316.0 (308.0)	人 16 (17)	人 3 (3)	人 149 (139)	人 31 (35)	人 0 (0)	人 199.5 (193.5)	人 78 (69)	人 21 (28)	人 11 (14)	人 104.5 (99.0)						
金融業、保険業	人 91.5 (92.5)	人 18 (21)	人 1 (0)	人 28 (27)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 65.5 (69.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 23 (20)	人 3 (3)	人 1 (1)	人 26.0 (23.5)						
不動産業、物品販賣業	人 61.5 (55.5)	人 11 (13)	人 1 (0)	人 16 (10)	人 1 (3)	人 0 (0)	人 39.5 (37.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 0 (2)	人 0 (0)	人 6.0 (7.0)	人 9 (7)	人 7 (4)	人 0 (0)	人 16.0 (11.0)						
学術研究、専門・技術サービス業	人 24.0 (22.5)	人 5 (6)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 2 (0)	人 0 (0)	人 17.0 (18.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0.0 (0.5)	人 6 (3)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 7.0 (4.0)						
宿泊業、飲食サービス業	人 95.5 (92.5)	人 8 (8)	人 1 (1)	人 20 (20)	人 3 (1)	人 3 (3)	人 40.0 (39.0)	人 4 (5)	人 1 (1)	人 33 (27)	人 6 (6)	人 2 (0)	人 46.0 (41.0)	人 3 (4)	人 2 (6)	人 9 (5)	人 9.5 (12.5)						
生活関連サービス業、娯楽業	人 187.5 (185.0)	人 19 (20)	人 4 (2)	人 19 (20)	人 2 (5)	人 5 (3)	人 64.5 (66.0)	人 7 (7)	人 3 (4)	人 73 (72)	人 8 (8)	人 0 (0)	人 94.0 (94.0)	人 27 (23)	人 1 (2)	人 2 (0)	人 29.0 (25.0)						
教育・学習支援業	人 59.5 (55.0)	人 17 (14)	人 1 (1)	人 15 (17)	人 0 (3)	人 0 (0)	人 50.0 (47.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (1)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 2.5 (1.5)	人 6 (6)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (6.0)						
医療・福祉	人 1,847.0 (1,872.0)	人 208 (205)	人 51 (60)	人 329 (328)	人 65 (80)	人 22 (15)	人 839.5 (845.5)	人 49 (52)	人 26 (37)	人 339 (321)	人 210 (269)	人 3 (3)	人 569.5 (598.0)	人 237 (231)	人 183 (186)	人 36 (23)	人 438.0 (428.5)						
複合サービス事業	人 173.0 (163.0)	人 31 (27)	人 1 (2)	人 35 (33)	人 4 (2)	人 2 (0)	人 101.0 (90.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 16 (17)	人 0 (2)	人 0 (0)	人 16.0 (18.0)	人 52 (53)	人 3 (2)	人 2 (0)	人 56.0 (55.0)						
サービス業	人 502.0 (482.0)	人 61 (55)	人 18 (20)	人 116 (114)	人 34 (36)	人 5 (4)	人 275.5 (264.0)	人 1 (2)	人 4 (3)	人 79 (76)	人 16 (21)	人 0 (0)	人 93.0 (93.5)	人 96 (85)	人 30 (31)	人 15 (17)	人 133.5 (124.5)						

注 1 (1)(2)の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注4)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)(注5)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)	G.うち新規雇用分(注4)				
製造業計	企業 273	人 51,623.5	人 220	人 36	人 756	人 20	人 8	人 1,246.0	人 141.5	% 2.41	企業 170	% 62.3	
	(276)	(50,752.5)	(218)	(42)	(685)	(21)	(5)	(1,176.0)	(120.0)	(2.32)	(158)	(57.2)	
食料品・たばこ	企業 69	人 8,414.0	人 26	人 10	人 146	人 12	人 2	人 215.0	人 15.5	% 2.56	企業 44	% 63.8	
	(70)	(8,468.5)	(30)	(13)	(148)	(14)	(1)	(228.5)	(18.5)	(2.70)	(43)	(61.4)	
織維・衣服	企業 8	人 967.0	人 4	人 0	人 18	人 1	人 1	人 27.0	人 2.0	% 2.79	企業 7	% 87.5	
	(9)	(957.5)	(6)	(0)	(15)	(1)	(1)	(28.0)	(5.0)	(2.92)	(7)	(77.8)	
木材・家具	企業 14	人 1,019.5	人 2	人 1	人 13	人 0	人 1	人 18.5	人 1.0	% 1.81	企業 8	% 57.1	
	(13)	(968.0)	(1)	(3)	(10)	(0)	(0)	(15.0)	(2.0)	(1.55)	(7)	(53.8)	
パルプ・紙・印刷	企業 15	人 965.0	人 6	人 1	人 6	人 0	人 0	人 19.0	人 5.0	% 1.97	企業 9	% 60.0	
	(15)	(1,007.5)	(4)	(1)	(7)	(0)	(0)	(16.0)	(3.0)	(1.59)	(6)	(40.0)	
化学工業	企業 26	人 4,699.0	人 18	人 3	人 77	人 1	人 1	人 117.0	人 7.0	% 2.49	企業 16	% 61.5	
	(25)	(4,665.5)	(16)	(2)	(74)	(0)	(1)	(108.5)	(9.0)	(2.33)	(15)	(60.0)	
窯業・土石	企業 13	人 1,869.0	人 1	人 0	人 35	人 0	人 0	人 37.0	人 3.0	% 1.98	企業 6	% 46.2	
	(14)	(1,886.5)	(1)	(1)	(31)	(0)	(0)	(34.0)	(6.0)	(1.80)	(5)	(35.7)	
鉄鋼	企業 1	人 43.0	人 0	人 0	人 2	人 0	人 0	人 2.0	人 0.0	% 4.65	企業 1	% 100.0	
	(1)	(43.5)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(2.0)	(0.0)	(4.60)	(1)	(100.0)	
非鉄金属	企業 2	人 757.5	人 4	人 0	人 8	人 0	人 0	人 16.0	人 2.0	% 2.11	企業 0	% 0.0	
	(2)	(752.5)	(4)	(0)	(7)	(0)	(0)	(15.0)	(1.0)	(1.99)	(0)	(0.0)	
金属製品	企業 29	人 3,178.0	人 15	人 1	人 46	人 0	人 0	人 77.0	人 1.0	% 2.42	企業 17	% 58.6	
	(27)	(3,036.5)	(15)	(1)	(41)	(0)	(0)	(72.0)	(3.0)	(2.37)	(13)	(48.1)	
電気機械	企業 23	人 12,548.0	人 61	人 2	人 184	人 1	人 0	人 308.5	人 56.0	% 2.46	企業 15	% 65.2	
	(22)	(12,265.0)	(58)	(7)	(138)	(1)	(1)	(262.0)	(27.0)	(2.14)	(15)	(68.2)	
その他機械	企業 52	人 11,221.0	人 66	人 14	人 150	人 3	人 1	人 298.0	人 38.5	% 2.66	企業 33	% 63.5	
	(52)	(10,937.0)	(62)	(9)	(128)	(3)	(1)	(263.0)	(31.5)	(2.40)	(30)	(57.7)	
その他	企業 21	人 5,942.5	人 17	人 4	人 71	人 2	人 2	人 111.0	人 10.5	% 1.87	企業 14	% 66.7	
	(26)	(5,764.5)	(21)	(5)	(84)	(2)	(0)	(132.0)	(14.0)	(2.29)	(16)	(61.5)	

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者(注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の身体障害者(注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e.重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e.重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間労働者(注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f.計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)		
製造業計	人 1,246.0 (1,176.0)	人 213 (209)	人 11 (14)	人 283 (269)	人 9 (8)	人 4 (2)	人 726.5 (706.0)	人 7 (9)	人 0 (1)	人 253 (231)	人 11 (13)	人 0 (0)	人 272.5 (256.5)	人 220 (185)	人 25 (27)	人 4 (3)	人 247.0 (213.5)		
食料品・たばこ	人 215.0 (228.5)	人 24 (26)	人 3 (5)	人 37 (37)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 89.0 (95.5)	人 2 (4)	人 0 (1)	人 76 (79)	人 10 (11)	人 0 (0)	人 85.0 (93.5)	人 33 (32)	人 7 (7)	人 2 (1)	人 41.0 (39.5)		
繊維工業	人 27.0 (28.0)	人 3 (5)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 11.0 (14.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 10 (9)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12.0 (11.0)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4.0 (3.0)		
木材・家具	人 18.5 (15.0)	人 2 (1)	人 0 (1)	人 8 (6)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 12.5 (9.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3.0 (2.0)	人 2 (2)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 3.0 (4.0)		
パルプ・紙・印刷	人 19.0 (16.0)	人 6 (4)	人 0 (0)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 14.0 (11.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3.0 (2.0)	人 1 (2)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (3.0)		
化学工業	人 117.0 (108.5)	人 17 (15)	人 3 (2)	人 26 (24)	人 1 (0)	人 1 (1)	人 64.0 (56.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 18 (19)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 20.0 (21.0)	人 33 (31)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 33.0 (31.0)		
窯業・土石	人 37.0 (34.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 17 (17)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 19.0 (19.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 11 (9)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 11.0 (9.0)	人 7 (5)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 7.0 (6.0)		
鉄鋼	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)		
非鉄金属	人 16.0 (15.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 11.0 (11.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3.0 (2.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)		
金属製品	人 77.0 (72.0)	人 14 (14)	人 0 (0)	人 19 (16)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 47.0 (44.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 12 (12)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 14.0 (14.0)	人 15 (13)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 16.0 (14.0)		
電気機械	人 308.5 (262.0)	人 61 (58)	人 0 (1)	人 89 (80)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 211.5 (197.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 36 (19)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 36.0 (19.0)	人 59 (39)	人 2 (6)	人 0 (1)	人 61.0 (45.5)		
その他機械	人 298.0 (263.0)	人 65 (61)	人 4 (2)	人 54 (51)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 189.0 (175.5)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 57 (47)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 59.5 (50.0)	人 39 (30)	人 10 (7)	人 1 (1)	人 49.5 (37.5)		
その他	人 111.0 (132.0)	人 16 (20)	人 1 (3)	人 22 (27)	人 2 (2)	人 1 (0)	人 56.5 (71.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 24 (31)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 26.0 (33.0)	人 25 (26)	人 3 (2)	人 1 (0)	人 28.5 (28.0)		

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年 度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
企業数	787	847	916	932	912	918	948	983	1,112	1,125	1,131	1,153	1,182	1,292	1,317	1,289	1,325	1,321	1,366	1,466	1,528	
雇用状況 (人)	常用労働者数	134,328.0	140,436.0	149,824.0	155,475.0	146,063.0	147,489.0	160,236.5	167,380.0	171,634.0	169,741.5	172,027.5	173,634.0	185,250.5	191,304.0	193,167.0	193,123.0	192,911.5	192,544.5	198,318.5	202,886.5	212,982.5
	障害者数	2,447	2,585.5	2,867.0	2,975.0	2,925.0	2,922.0	3,198.0	3,305.0	3,574.0	3,625.0	3,774.5	3,796.5	4,145.0	4,299.5	4,483.5	4,534.5	4,654.5	4,756.5	5,007.0	5,261.5	5,441.0
雇用率 (%)	熊本県	1.82	1.84	1.91	1.91	2.00	1.98	2.00	1.97	2.08	2.14	2.19	2.24	2.25	2.32	2.35	2.41	2.47	2.52	2.59	2.55	
	全 国	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25	2.33	2.41	2.41
達成企業 の割合 (%)	熊本県	53.6	54.0	55.2	56.4	58.0	59.0	56.5	54.4	51.5	52.7	56.3	57.4	58.9	55.0	56.9	58.8	56.5	57.3	59.4	53.1	53.9
	全 国	42.1	43.4	43.8	44.9	45.5	47.0	45.3	46.8	42.7	44.7	47.2	48.8	50.0	45.9	48.0	48.6	47.0	48.3	50.1	46.0	46.0

注 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者〕

平成5年～平成17年

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者〕

平成18年

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)〕

平成23年

〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。
①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和 6 年以降

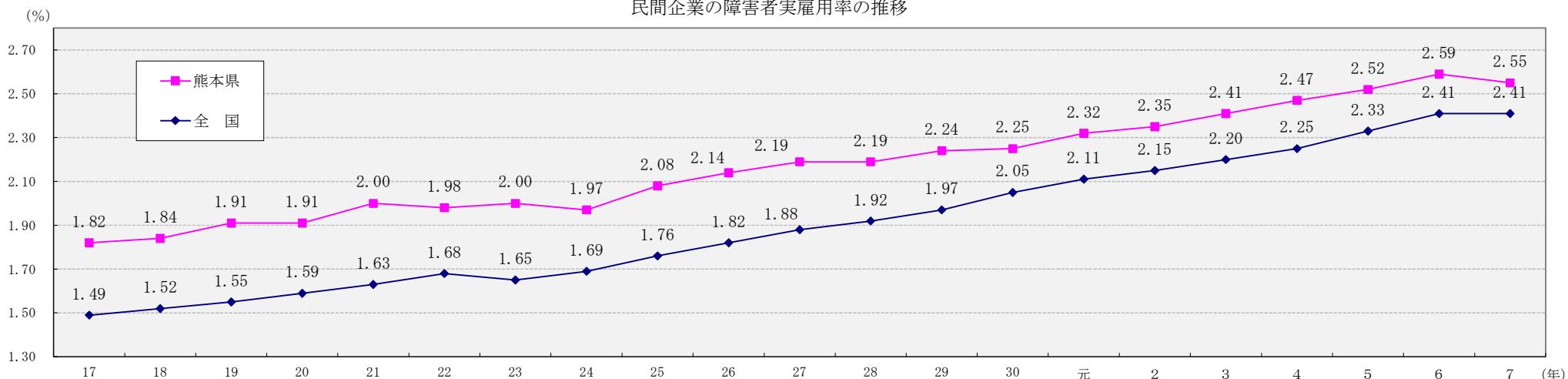
〔身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

民間企業の障害者実雇用率の推移



(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数									③障害者の数が5人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上		
規模計	704 (100.0%)	491 (69.7%)	136 (19.3%)	41 (5.8%)	18 (2.6%)	15 (2.1%)	2 (0.3%)	1 (0.1%)	—	417 (59.2%)	
40.0-100人未満	417 (100.0%)	375 (89.9%)	42 (10.1%)	—	—	—	—	—	—	379 (90.9%)	
100-300人未満	201 (100.0%)	96 (47.8%)	74 (36.8%)	24 (11.9%)	6 (3.0%)	1 (0.5%)	—	—	—	38 (18.9%)	
300-500人未満	49 (100.0%)	12 (24.5%)	13 (26.5%)	10 (20.4%)	6 (12.2%)	8 (16.3%)	—	—	—	0 (0.0%)	
500-1000人未満	27 (100.0%)	7 (25.9%)	7 (25.9%)	5 (18.5%)	5 (18.5%)	3 (11.1%)	—	—	—	0 (0.0%)	
1,000人以上	10 (100.0%)	1 (10.0%)	—	2 (20.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	—	0 (0.0%)	

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数						※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・ぞしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
民間企業	人 88 (88)	人 248 (239)	人 20 (24)	人 1,018 (1,006)	人 840 (805)	人 2,214 (2,162)	

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数						※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・ぞしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
40.0～100人未満	人 19 (17)	人 61 (61)	人 4 (5)	人 242 (234)	人 218 (192)	人 544 (509)	
100～300人未満	人 37 (43)	人 79 (77)	人 7 (7)	人 357 (357)	人 300 (296)	人 780 (780)	
300～500人未満	人 14 (11)	人 31 (35)	人 5 (7)	人 170 (178)	人 156 (159)	人 376 (390)	
500～1,000人未満	人 7 (10)	人 22 (29)	人 4 (4)	人 103 (113)	人 84 (85)	人 220 (241)	
1,000人以上	人 11 (7)	人 55 (37)	人 0 (1)	人 146 (124)	人 82 (73)	人 294 (242)	

注 1(8)①の表と同じ。

※実人数

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数						※実人数
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・ぞしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
農、林、漁業	人 0 (1)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 1 (3)	人 4 (7)	
鉱業、採石業、砂利採取業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	
建設業	人 1 (0)	人 8 (7)	人 0 (0)	人 25 (21)	人 34 (34)	人 42 (62)	
製造業	人 15 (12)	人 101 (93)	人 7 (8)	人 237 (229)	人 159 (159)	人 519 (501)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	
情報通信業	人 1 (1)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 12 (13)	人 13 (13)	人 29 (30)	
運輸業、郵便業	人 2 (3)	人 9 (8)	人 2 (2)	人 65 (52)	人 61 (59)	人 139 (124)	
卸売業、小売業	人 8 (7)	人 11 (10)	人 5 (5)	人 131 (127)	人 102 (107)	人 257 (256)	
金融業、保険業	人 2 (3)	人 8 (8)	人 0 (0)	人 23 (23)	人 15 (14)	人 48 (48)	
不動産業、物品賃貸業	人 1 (0)	人 1 (3)	人 1 (1)	人 11 (11)	人 15 (11)	人 29 (26)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 0 (0)	人 2 (0)	人 0 (0)	人 4 (5)	人 7 (7)	人 13 (12)	
宿泊業、飲食サービス業	人 3 (2)	人 7 (8)	人 0 (0)	人 13 (11)	人 12 (12)	人 35 (33)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 1 (1)	人 6 (8)	人 0 (0)	人 20 (24)	人 22 (16)	人 49 (49)	
教育、学習支援業	人 1 (1)	人 1 (2)	人 1 (1)	人 10 (11)	人 20 (20)	人 33 (35)	
医療、福祉	人 45 (50)	人 64 (62)	人 2 (4)	人 332 (344)	人 230 (226)	人 673 (686)	
複合サービス事業	人 0 (0)	人 8 (6)	人 1 (1)	人 34 (30)	人 30 (27)	人 73 (64)	
サービス業	人 8 (7)	人 17 (19)	人 1 (2)	人 100 (104)	人 108 (97)	人 234 (229)	

注 1(8)①の表と同じ。

2 地方公共団体の機関における在職状況

詳細表

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C.重度以外 の身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 である短時間勤 務職員(注3)	D.重度以外身 体障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職員 (注3)	E.重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精神 障害者である特 定短時間勤務職 員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)	G.うち新規雇用 分(注4)			
計	機関 73	人 48,163.5	人 262	人 138	人 552	人 100	人 4	人 1,266.0	人 178.5	% 2.63	機関 51	% 69.9
	(74)	(43,606.5)	(262)	(129)	(487)	(96)	(4)	(1,190.0)	(124.0)	(2.73)	(47)	(63.5)
県の機関 (法定雇用率2.8%)	機関 4	人 5,459.0	人 41	人 26	人 61	人 12	0	人 175.0	人 20.5	% 3.21	機関 4	% 100.0
(5)	(5,421.5)	(40)	(27)	(61)	(6)	(0)	(0)	(171.0)	(9.5)	(3.15)	(5)	(100.0)
市町村 (教育委員会含む、 法定雇用率2.8%)	64	人 22,600.0	人 113	人 36	人 319	人 34	1	人 598.5	人 87.0	% 2.65	人 45	% 70.3
(64)	(21,448.0)	(113)	(33)	(279)	(38)	(1)	(1)	(557.5)	(52.5)	(2.60)	(39)	(60.9)
都道府県等の 教育委員会 (法定雇用率2.7%)	2	人 16,328.5	人 72	人 72	人 143	人 53	0	人 385.5	人 56.0	% 2.36	人 0	% 0.0
特殊法人 (法定雇用率2.8%)	3	人 3,776.0	人 36	人 4	人 29	人 1	3	人 107.0	人 15.0	% 2.83	人 2	% 66.7
	(3)	(3,253.5)	(36)	(1)	(23)	(0)	(2)	(97.0)	(15.5)	(2.98)	(2)	(66.7)

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a.重度身体 障害者(注4)	b.重度身 体障害者で ある短時間 勤務職員 (注4)	c.重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	d.重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	e.重度身 体障害者で ある特定短 時間勤務職 員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注5)	g.うち新規雇 用分(注5)	a.重度知的 障害者(注4)	b.重度知 的障害者で ある短時間 勤務職員 (注4)	c.重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	d.重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	e.重度知的 障害者である 特定短時間 勤務職員 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注5)	g.うち新規雇 用分(注5)	c.精神障 害者(注4)	d.精神障 害者である 短時間勤務 職員(注4)	e.精神障 害者である 特定短时间 勤務職員 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注5)	g.うち新規雇 用分(注5)
計	人 1,266.0	人 240	人 47	人 305	人 76	人 2	人 871.0	人 77.0	人 22	人 0	人 36	人 24	人 0	人 92.0	% 7.5	人 211	人 91	人 2	人 303.0	% 94.0
	(1,190.0)	(239)	(49)	(291)	(70)	(2)	(854.0)	(46.5)	(23)	(1)	(30)	(26)	(0)	(90.0)	(9.0)	(166)	(79)	(2)	(246.0)	(68.5)
県の機関 (法定雇用率2.8%)	人 175.0	人 41	人 10	人 43	人 11	人 0	人 140.5	人 8.5	人 0	人 0	人 0	人 1	人 0	人 0.5	人 0.0	人 18	人 16	人 0	人 34.0	% 12.0
(171.0)	(40)	(12)	(44)	(5)	(0)	(0)	(138.5)	(2.0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0.5)	(0.5)	(17)	(15)	(0)	(32.0)	(7.0)
市町村 (教育委員会含む、 法定雇用率2.8%)	人 598.5	人 113	人 16	人 197	人 29	人 1	人 454.0	人 48.0	人 0	人 0	人 11	人 5	人 0	人 13.5	人 4.0	人 111	人 20	人 0	人 131.0	% 35.0
(557.5)	(113)	(16)	(184)	(32)	(1)	(1)	(442.5)	(25.5)	(0)	(0)	(6)	(6)	(0)	(9.0)	(1.0)	(89)	(17)	(0)	(106.0)	(26.0)
都道府県等の 教育委員会 (法定雇用率2.7%)	人 385.5	人 70	人 20	人 58	人 35	人 0	人 235.5	人 17.5	人 2	人 0	人 24	人 18	人 0	人 37.0	人 2.5	人 61	人 52	人 0	人 113.0	% 36.0
(364.5)	(71)	(21)	(54)	(33)	(1)	(1)	(234.0)	(12.0)	(2)	(1)	(23)	(19)	(0)	(37.5)	(3.5)	(47)	(46)	(0)	(93.0)	(31.0)
特殊法人 (法定雇用率2.8%)	人 107.0	人 16	人 1	人 7	人 1	人 1	人 41.0	人 3.0	人 20	人 0	人 1	人 0	人 0	人 41.0	人 1.0	人 21	人 3	人 2	人 25.0	% 11.0
	(97.0)	(15)	(0)	(9)	(0)	(0)	(39.0)	(7.0)	(21)	(0)	(1)	(0)	(0)	(43.0)	(4.0)	(13)	(1)	(2)	(15.0)	(4.5)

[2(1)②表の注]

1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。

2 ②③④⑤欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④⑤欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③④⑤欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに②③④⑤e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④⑤f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

5 ②③④⑤欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】地方公共団体の機関(熊本県全体)における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

地方公共団体の機関 (熊本県全体)	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語 ・しゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
	670	40	67	4	352	207

(2) 熊本県の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数									④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以 外の身体障害 者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	D. 重度以 外の身体障害 者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$	G. うち新規雇用 分(注4)					
機関計	機関 4 (5)	人 5,459.0 (5,421.5)	人 41 (40)	人 26 (27)	人 61 (61)	人 12 (6)	人 0 (0)	人 175.0 (171.0)	人 20.5 (9.5)	% 3.21 (3.15)	機関 4 (5)	% 100.0 (100.0)		

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数						
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障 害者である短 時間勤務職 員(注4)	c. 重度以外の 身体障害者(注4)	d. 重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員(注4)	e. 重度身体障 害者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇 用分(注5)	a. 重度知的障 害者(注4)	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員(注4)	c. 重度以外の 知的障害者(注4)	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員(注4)	e. 重度知的障 害者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇 用分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e. 精神障害者 である特定短 時間勤務職員 (注3)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇 用分(注5)		
機関計		人 175.0 (171.0)	人 41 (40)	人 10 (12)	人 43 (44)	人 11 (5)	人 0 (0)	人 140.5 (138.5)	人 8.5 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0.5 (0.5)	人 0.0 (0.5)	人 18 (17)	人 16 (15)	人 0 (0)	人 34.0 (32.0)	人 12.0 (7.0)	

注 2(1)②の表と同じ

【参考】熊本県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

熊本県 の機関	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	105	2	2		8	0	17	33	6	1	0	21	12	1	1	0	1

※実人数

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注3)	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$	G. うち新規雇用 分(注4)				
市町村の機関	機関 64	人 22,600.0	人 113	人 36	人 319	人 34	人 1	人 598.5	人 87.0	% 2.65	機関 45	% 70.3	
	(64)	(21,448.0)	(113)	(33)	(279)	(38)	(1)	(557.5)	(52.5)	(2.60)	(39)	(60.9)	

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数								③知的障害者の数								④精神障害者の数							
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身 体障害者 である短 時間勤 務職員(注4)	c. 重度以外 の身体障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	d. 重度以外 の身体障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	e. 重度身体 障害者 である短 時間勤 務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用 分(注5)	a. 重度知 的障 害者 (注4)	b. 重度知 的障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	c. 重度以外 の知的障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	d. 重度以外 の知的障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	e. 重度知 的障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用 分(注5)	c. 精神障害 者 (注4)	d. 精神障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	e. 精神障 害者 である短 時間勤 務職員(注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用 分(注5)					
市町村の機関	人 598.5	人 113	人 16	人 197	人 29	人 1	人 454.0	人 48.0	人 0	人 0	人 11	人 5	人 0	人 13.5	人 4.0	人 111	人 20	人 0	人 131.0	人 35.0	人 89	人 17	人 0	人 106.0	人 26.0
	(557.5)	(113)	(16)	(184)	(32)	(1)	(442.5)	(25.5)	(0)	(0)	(6)	(6)	(0)	(9.0)	(1.0)	(89)	(17)	(0)	(106.0)	(26.0)					

注 2(1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

市町村 の機関	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこうは直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	356	5	2	38	3	45	121	23	18	7	58	25	2	3	1	1	4

(4) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間勤 務職員(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間 勤務職員(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短时 間勤務職員 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$				
機関計	機関 2 (2)	人 16,328.5 (13,483.5)	人 72 (73)	人 72 (68)	人 143 (124)	人 53 (52)	人 0 (1)	人 385.5 (364.0)	人 56.0 (46.5)	% 2.36 (2.70)	機関 0 (1)	% 0.0 (50.0)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a. 重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体障 害者である短 時間勤務職 員(注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e. 重度身体障 害者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用 分(注5)	a. 重度知的障 害者(注4)	b. 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員(注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度知的 知的障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e. 重度知的 知的障害者 である短時間 勤務職員(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	g. うち新規雇用 分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員(注4)	e. 精神障害者 である特定短 時間勤務職員 (注3)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用 分(注5)
機関計	人 385.5 (364.5)	人 70 (71)	人 20 (21)	人 58 (54)	人 35 (33)	人 0 (1)	人 235.5 (234.0)	人 17.5 (12.0)	人 2 (2)	人 0 (1)	人 24 (23)	人 18 (19)	人 0 (0)	人 37.0 (37.5)	人 2.5 (3.5)	人 61 (47)	人 52 (46)	人 0 (0)	人 113.0 (93.0)	人 36.0 (31.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】法定雇用率2.7%が適用される教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

法定雇用率 2.7%が適用さ れる 教育委員会	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由					内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
	183	13	13		19	1	31	29	3	7	0	42	16	0	6	0	1	2

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数								④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$	G. うち新規雇用分(注4)				
法人計	法人 3 (3)	人 3,776.0 (3,253.5)	人 36 (36)	人 4 (1)	人 29 (23)	人 1 (0)	人 3 (2)	人 107.0 (97.0)	人 15.0 (15.5)	% 2.83 (2.98)	法人 2 (2)	% 66.7 (66.7)	

[3①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントしている。

3 A. C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B. D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である

6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 重度身体障害者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者(注4)	e. 重度身体障害者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者(注4)	e. 精神障害者(注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$	g. うち新規雇用分(注5)
法人計	人 107.0 (97.0)	人 16 (15)	人 1 (0)	人 7 (9)	人 1 (0)	人 1 (0)	人 41.0 (39.0)	人 3.0 (7.0)	人 20 (21)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 41.0 (43.0)	人 1.0 (4.0)	人 21 (13)	人 3 (1)	人 2 (2)	人 25.0 (15.0)	人 11.0 (4.5)

[3②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③b欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・しゃべり機能障害	肢体不自由	内部障害
	26	3	2	0	11	10

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

4 公的機関の状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,459.0	175.0	3.21	0.0	
熊本県知事部局	4,821.5	148.5	3.08	0.0	
熊本県企業局	47.0	3.5	7.45	0.0	
熊本県病院局	74.5	3.0	4.03	0.0	
熊本県警察本部	516.0	20.0	3.88	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村の教育委員会（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	829.5	15.5	1.87	5.5	
水俣市教育委員会	93.0	1.0	1.08	1.0	
菊池市教育委員会	213.5	5.0	2.34	0.0	
山都町教育委員会	72.5	2.0	2.76	0.0	
和水町教育委員会	60.5	3.0	4.96	0.0	
益城町教育委員会	57.0	1.0	1.75	0.0	
御船町教育委員会	89.0	1.5	1.69	0.5	注4
多良木町教育委員会	43.5	1.0	2.30	0.0	
菊陽町教育委員会	200.5	1.0	0.50	4.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 御船町教育委員会においては、10月1日時点において、障害者の数2.5人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(3) 市町村（教育委員会除く）の機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	21,770.5	583.0	2.68	40.0	
熊本市	5,209.0	149.0	2.86		特例認定あり 注4
八代市	1,380.5	43.5	3.15		特例認定あり 注4
人吉市	395.5	11.0	2.78		特例認定あり 注4
荒尾市	613.5	14.0	2.28	3.0	特例認定あり 注4、注5①
水俣市	295.5	9.0	3.05		
玉名市	653.0	17.5	2.68	0.5	特例認定あり 注4
天草市	1,144.0	37.0	3.23		特例認定あり 注4
山鹿市	764.0	21.5	2.81		特例認定あり 注4
菊池市	481.5	14.0	2.91		
宇土市	398.5	8.0	2.01	3.0	特例認定あり 注4、注5②
上天草市	577.0	16.0	2.77		特例認定あり 注4
宇城市	560.5	10.5	1.87	4.5	特例認定あり 注4
合志市	514.0	16.5	3.21		特例認定あり 注4
阿蘇市	356.5	10.0	2.81		特例認定あり 注4
美里町	151.5	5.0	3.30		
玉東町	84.5	2.5	2.96		
和水町	193.5	5.0	2.58		
南関町	170.5	4.0	2.35		特例認定あり 注4
長洲町	145.5	6.0	4.12		
大津町	385.5	12.5	3.24		特例認定あり 注4
菊陽町	316.0	8.0	2.53		
南小国町	127.0	2.0	1.57	1.0	
小国町	130.0	1.0	0.77	2.0	
産山村	70.0	1.0	1.43		
高森町	190.0	5.0	2.63		
南阿蘇村	204.5	5.0	2.44		
西原村	129.0	4.0	3.10		
御船町	228.0	6.0	2.63		
嘉島町	133.5	3.0	2.25		
益城町	319.5	7.5	2.35	0.5	注5③
甲佐町	121.0	1.0	0.83	2.0	
山都町	331.5	9.0	2.71		
氷川町	190.5	6.0	3.15		
芦北町	214.0	9.0	4.21		
津奈木町	105.5	5.0	4.74		
錦町	152.0	5.0	3.29		
あさぎり町	212.0	6.0	2.83		
多良木町	114.0	3.0	2.63		
湯前町	68.5	2.0	2.92		
水上村	53.0	1.0	1.89		
相良村	61.5	1.0	1.63		
五木村	54.0	0.0	0.00	1.0	注5④
山江村	85.5	2.5	2.92		
球磨村	130.5	4.0	3.07		
苓北町	84.5	2.0	2.37		
熊本市交通局	101.5	3.0	2.96		
熊本市上下水道局	440.0	13.0	2.95		
熊本市病院局	641.5	10.0	1.56	7.0	
荒尾市民病院	414.5	12.0	2.90		
天草市病院事業部	272.0	2.0	0.74	5.0	
山鹿市民医療センター	227.0	5.0	2.20	1.0	
阿蘇医療センター	133.5	2.0	1.50	1.0	
和水町立病院	80.0	2.0	2.50		
上天草総合病院	301.0	5.0	1.66	3.0	注5⑤
国保水俣市立総合医療センター	492.0	8.5	1.73	4.5	
球磨郡公立多良木病院企業団	368.0	9.0	2.45	1.0	注5⑥

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①荒尾市においては、12月1日時点において、障害者の数17.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。
②宇土市においては、11月1日時点において、障害者の数11.0人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。
③益城町においては、9月17日時点において、障害者の数8.5人、実雇用率2.66%、不足数0.0人となっている。
④五木村においては、10月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.85%、不足数0.0人となっている。
⑤上天草総合病院においては、12月1日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率3.31%、不足数0.0人となっている。
⑥球磨郡公立多良木病院企業団においては、11月25日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.73%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧(市町村の機関)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
熊本市	熊本市議会事務局			
八代市	八代市教育委員会	八代市水道局		
人吉市	人吉市教育委員会			
荒尾市	荒尾市教育委員会	荒尾市企業局	荒尾市監査委員事務局	
玉名市	玉名市教育委員会			
天草市	天草市教育委員会			
山鹿市	山鹿市教育委員会			
宇土市	宇土市教育委員会	宇土市監査委員事務局		
上天草市	上天草市教育委員会			
宇城市	宇城市教育委員会	宇城市議会事務局	宇城市監査委員事務局	宇城市農業委員会事務局
合志市	合志市教育委員会			
阿蘇市	阿蘇市水道局	阿蘇市教育委員会		
南関町	南関町教育委員会			
大津町	大津町教育委員会			

(4) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	16,328.5	385.5	2.36	54.5	
熊本県教育委員会	11,429.0	278.5	2.44	29.5	
熊本市教育委員会	4,899.5	107.0	2.18	25.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(5) 独立行政法人等（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	3,776.0	107.0	2.83	2.0	
国立大学法人熊本大学	2,956.5	88.0	2.98	0.0	
地方独立行政法人くまもと県北病院	678.0	16.0	2.36	2.0	注4
公立大学法人熊本県立大学	141.5	3.0	2.12	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 地方独立行政法人くまもと県北病院においては、9月1日時点において、障害者の数20.0人、実雇用率2.97%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。